

平成29年度第3回山梨県個人情報保護審議会議事録

1 日 時 平成29年12月26日(火) 午後2時00分～午後3時00分

2 場 所 恩賜林記念館1階東会議室

3 出席者(敬称略)

(委員)堀内寿人、原敏、市川由美、松本成輔

(実施機関)税務課システム管理担当(3人)

(事務局)上野課長、花形総括課長補佐、文書・情報公開担当(5人)

4 傍聴者数 0人

5 会議に付した議題等

(1)山梨県個人情報保護審議会運営要領の一部改正について

(2)要配慮個人情報の取得制限の例外事項に係る意見の聴取について

(3)特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について(税務課)

6 議事の概要

(1) 山梨県個人情報保護審議会運営要領の一部改正について

(議長)

本日は議題が3つある。一つ目は山梨県個人情報保護審議会運営要領の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- 資料により説明 -

(議長)

事務局からの説明について、何か質問意見等はあるか。条例改正に伴う条文ずれの修正であるので、特に問題はないと思う。

(各委員)

- 賛意表明 -

(議長)

この改正については、事務局提示のとおりとする。

(2) 要配慮個人情報の取得制限の例外事項に係る意見の聴取について

(議長)

次に、要配慮個人情報の取得制限の例外事項に係る意見の聴取について審議いただく。

これまでに審議した個人情報保護条例の改正について、先の9月議会での条例改正により、来年4月1日から新たに病歴等の要配慮個人情報の取得が原則として禁止されることになった。来年4

月1日以降も引き続き病歴等の要配慮個人情報を取得するために、審議会による意見聴取が必要となる事務について、実施機関から申込みを受け、事務局において取りまとめたものを対象に、今回意見聴取を行う。

本件については、事務局から各委員に事前に関係資料の送付があり、予め質問等を受け付けていたところだが、その結果等を踏まえ、例外的に要配慮個人情報の取得が認められる類型事項及び個別事項について事務局が整理したので、その取扱いが適当か否か御審議いただきたい。なお、審議会による意見聴取については、諮問答申という形は採っていないため、答申ではなく、類型事項及び個別事項についてその取扱いが適当か否か意見を聞くものとなっている。

それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- 資料により説明 -

(議長)

事務局から概括的な説明とともに、委員からの事前の詳細な質問について回答してもらったが、まず前提として、この審議会で意見を述べる対象となるものは、資料3(修正)の「取得する要配慮個人情報」の項目に当てはまる要配慮個人情報を取得してもよいかどうかということである。A3版の参考資料を見てもらうと、丸の部分と棒線の部分がある。それぞれの部署で事務を行うにつき、これまでの経験則から、個人情報として取得する可能性のある情報類型については丸、およそ取得しないであろうものには棒線を表示した資料である。ここで丸がついているものは取得できる、棒線のものには取得できない、ということではない。そこを誤解されないように。

参考資料3(修正)の類型事項1〔相談、陳情、要望等〕を御覧いただきたい。取得する要配慮個人情報は全ての項目とあるが、類型事項1の中でも例えば整理番号11以下には棒線があるものもある。これはおよそその部署からそういう情報は上がってこないであろう、という経験値を示すもの。類型事項として全ての項目について取得してよろしいということになれば、この棒線部分を含めて仮に出てきた場合には取得することができるということとなる。つまり、類型に該当する事務のいずれかに丸がついていれば、その項目については類型に該当する全ての事務において取得できることになる扱いになる。

(委員)

丸のついていないものについて、必要が生じた場合は、審議会にかけるということか。

(議長)

例えば、類型事項3〔栄典、表彰等〕を見てもらうと、委員からの指摘により、犯罪被害、病歴は丸から棒線となった。そうすると、類型事項3〔栄典、表彰等〕では整理番号25から31まで全て棒線になったことになり、これでようやくこの類型では取得できないことになり、取得できるのは、4と、となる。は整理番号28にしかついていないが、ここで類型化するので、整理番号28以外でが棒線になっていても、仮に出てきたら取得することができるという扱いになる。そこを誤解のないようにしていただきたい。

事実関係として類型化するということと、効力の網をかぶせる意味での類型とでは、少々ズレが生じているというのが率直な印象である。ただ、類型化には限界があるだろうし、およそ棒線のところは、事務処理上取得する可能性がないか、乏しいかということになるので、とりわけ大きな問題になるということもないだろう。そういう意味で、どこか一つ丸がついていればその類型の中では全体として取得することができる扱いになる、ということをして是とするかどうか、というのが、今回の意見聴取の一つのポイントである。

(委員)

変な類型化をしてしまっているということか。類型化しなければいいということか。

(議長)

類型化しなければいいが、全て個別ということになると、なかなか大変である。

(委員)

この表をもって効力を有する、ということか。

(議長)

それは一つの案であると思う。

(事務局)

個別の事務ごとにそれぞれ確認する、縛りをつけるというやり方もあると思うが、その場合は、同じような事務であってもそれぞれの事務で項目の違いが出てきたときにはその都度審議会の意見聴取を行う必要がある。

ある程度類型化した場合には、その類型で認められる取得項目については新たに取得する手続として審議会にかけるとは必要はないが、その場合であっても、各実施機関においてはあくまで事務に必要な限りで取得するという縛り方になる。類型事項の中には、全ての項目を取得できるということになっているものがあるが、該当する各事務を見れば、それぞれここは取得しなくても支障ないというものもある。これについては、事務ごとに個人情報取扱事務登録簿というものがあり、どの所属で何の事務のためにどのように個人情報を取り扱うか等について示した様式となっている。その中で、要配慮個人情報の項目がリスト化されており、この事務ではこの項目を取得するという形でチェックを入れることで、所属において厳格な取扱いを実施するという運用により、審議会に諮るのとは別に縛りをつけることができると考える。

(議長)

整理番号38のカルテ(診療録)をみると、、、が抜けているが、身体の保護法益が、犯罪になれば誰にどう殴られたとか、性犯罪被害とか、事件認定や犯罪には必ず書かれるので、経験則としてこの部分が上がってこないのはそもそもどうなのか、と思う。しかし、同じ類型の中で丸があるので、取得できるという取扱いになっている。その辺りはどうなのかと思うところはあるが、内部的な運用面で、更に参考資料3(修正)のものを十分に考慮した運用がなされるということである。

(事務局)

参考資料の各事務において挙げられている取得項目については、今回限りというわけではなく、そのまま登録簿に記載させて今後もそれを維持させる運用をしていく。

(委員)

ある程度共通性がある類型化だから、審議会の個別の審議を経るまでもない類型を作成したいということが良いか。

(事務局)

御指摘のとおり。

(委員)

そういうことからすれば、合理性があるとは思う。

(議長)

致し方ないということか。

(委員)

類型化もおおよそ同様のものが含まれているので、致し方ないのではないか。

(委員)

運用で、結局、作ってもらった ~ の分類の丸や棒線に従って各部署が守ろうとする、ということが良いか。

(事務局)

御指摘のとおり。

(委員)

事前に扱う前に審議にかけるのが面倒で、事務的に手間がかかるということが問題であるのなら、丸以外の棒線部分の項目を取得した場合は、事後報告でも良いから審議会に報告するようにしたらどうか。そうすれば扱いが野放しにならない。あまりに報告が出るようであれば見直すということにしたらどうか。これが落としどころではないか。

(議長)

確かに、委員の提案であればチェックができると思う。

(委員)

話は違うが、先程の整理番号38のカルテ(診療録)の項目を見ると、犯罪被害の項目が棒線になっていて、現場の意識が低いと感じる。障害と病歴があって、精神障害はどっちに入るのか。例えば、子供の教育に関しても病歴については棒線になっているので、取得の必要はないと判断をしているようだが、精神のクリニックに通っている子どもにとっては教育の上で重要なことだと思うし、現場の人達の意識が足りない部分があるのではないかと感じる。この審議会とは全然関係がないが。

(委員)

質問が出る時点でおかしい。素人がチェックしてこれでは話にならない。

(議長)

資料3(修正)の大枠での類型事項、個別事項の整理は、このとおり承認させていただくが、各委員から指摘があったように、参考資料3(修正)に則った更なる細かい運用をしていただいて、その取扱いと異なる取得、つまり、棒線部分の項目の取得をした場合には、その運用実績を報告していただき、それがあまりに多いようであれば、参考資料3の取得項目の棒線を丸にさせていただくということであれば、難しい手続は必要ない。この審議会の判断の内容であろうから。

そうした微調整を含めた運用を図っていただくということによろしいか。

(各委員)

- 賛意表明 -

(議長)

ではその方向でお願いします。

(3)特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について (税務課)

(議長)

次に、「特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について」審議を行う。

本件については、税務課が実施機関となるので、税務課の職員から説明をお願いします。入室をお願いします。

- 税務課職員入室 -

(議長)

所属、職名、氏名をお願いします。

(税務課)

税務課システム管理担当の小澤、田中、鷹野。

(議長)

それでは、説明をお願いします。

(税務課)

- 資料により説明 -

(議長)

いまの説明に対して質問や意見があるか。

(委員)

委託事項の5、6を増やしているのはいいが、今後また次に作るときには、6、7が修正されるなどしてどんどん増えていくのか。

(税務課)

特定個人情報保護評価書は、定期的にメンテナンスをすることになっているので、その際にもう必要がないということであれば削除してしまうことになると考えている。

(委員)

新しくシステムを作る場合に業者が入れ替わっていくと修正されるということか。

(税務課)

はい。

(議長)

その他にいかがか。

(委員)

評価書の21ページのリスク4だが、「ファイル形式で抽出することはできない」というのは、業務担当者ができないということだと思うが、「ファイル形式での作業を行う場合は、システム管理担当者から暗号化などをして受け渡す」とあるので、ファイル形式で抽出できないのは業務担当者本人だけであって、システム管理者からもらおうと思えばもらえると。「受け渡しの目的を達した後は直ちにこれを破壊する」と書かれているが、渡した先のデータの取扱いについては書かれていない。

つまり、ファイル抽出ができないという前提だったら見ているだけだし、操作に関してトラブルはないわけだが、管理者であればファイル抽出できるということであるが、渡すときのメディアは暗号化して、それを壊すとはあるが、渡した先はもう複製である。それに対する関心が全くないという感じである。

渡すときのメディアは壊すが、コピーしたデータについてどうするのが書かれていない。これだともらった先は無防備である。他のところで制限はあるにせよ、これだといろいろとできてしまう。

(税務課)

委託契約を締結するときに、個人情報保護のセキュリティの仕様を別に定めていて、その中で委員がおっしゃっているようなことは含まれているので、そこで対応できるのではないか。

(委員)

委託でない場合はどうなのか。

(税務課)

委託でない場合は、基本的にそれはしない。

(委員)

基本的にというような性善説に立った対応をここでしても意味がないこと。システムでできないようにしないと。実際にファイル形式で作業が必要なものは何なのか。

(税務課)

例えばだが、データ移行業務が考えられる。他には考えにくい。

(委員)

データ移行業務しかないのであれば、そう書くべきである。それ以外は頻出するのか。このようにどうにでも取れるような文言で書かれると十全とはいえないのである。

結局、今のこれではコピーした先は自由である。そういうと皆うなずいてしまっている所以の時点で駄目である。データ移行業務しかないのであれば、データ移行は別で書けばいいわけである。トラブルが起きるような事態にしたいわけではないので、要らないものは書かないようにしたほうがいいのではないか。

(議長)

(実施機関は)この点についていかがか。修正するか。

(委員)

もしくはファイル作業が必要なものはサーバ室内だけで行うとか。

(税務課)

22ページに先ほど私が申したことが…。

(委員)

委託先については、説明は知らない。委託先のほうが正直セキュリティは高い。庁内とか職員が扱うほうが雑になりうる。

(税務課)

庁内ということであれば、先ほどのデータ移行は委託業務であるし、自ら移行作業をするような人間はおそらくいない。この21ページのところはそもそも委託を想定しているものと思われるが。

(委員)

でもそう読めてしまう。委託なら委託だけに絞られるような書き方にするか、これだと結局できてしまう。それで後から、審議会でよいと言ったではないかということになってしまう。

委託の場合、委託業者はいろんな契約等で縛られているし、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)を持っていけばちゃんとやるとは思うが、この前の年金の事件もそうだが、庁内の職員が雑に行っている。これだとそれが許せてしまうことになる。少し書き方を、そういうことはないというようなことで。

(議長)

「また、」以降の「媒体により、…その記録を残すこととする。」というのは守られるのか。

(委員)

それは守られると思うが、例えば抽出したファイルをフラッシュメモリに入れてそれを暗号化する、それを受け渡して目的が達したらメモリごと壊して消去すると。ただ、メモリを渡した先はファイルのコピーができるわけである。そのときはどうするのか。そこは全くここに対応が書かれていないのである。(受け渡し先で)作業が終わったら作業したファイルも含めて全部消すくらいの、そこまで含めて書いたら問題ないと思う。そのほうがより現実的だと思うが。

(議長)

(実施機関は)その方向でどうか。

(税務課)

そこには記載がないが、税務システムにおいては税務システムセキュリティ実施手順書というものを総務省のセキュリティ実施ポリシーに基づいて作成しており、その中にデータを出した後の取扱いに係る職員の責任ということで、確実に破壊してデータを消滅することという扱いがあるが、この評価書のここだけを読むと、確かに委員がおっしゃるように読めてしまうということがあるので、何らか記載を検討して提供させていただきたいと考える。

(議長)

ここはそのように修正を加えていただきたい。
その他に質問等があったらお願いします。

(委員)

29ページの「2. 従業者に対する教育・啓発」で、「十分に行っている」ということだが、(研修者が)漏れているというような話を既に聞いているところだが、本当に全員教育・研修を受けているか。新しいシステムで受けると宣言されても、旧システムで全員が受けていないようであれば信用できないので、毎年度情報セキュリティの研修を全員が受けるとされていて、本当に全員が受けているか。

(税務課)

今年度において、総務省でマイナンバーに関する手順を改正すると一昨年から言われていて、それをもってセキュリティ実施手順書を改正して、研修をしていくという予定だったが、総務省で遅れていて、今年度末でないと出てこないという状況があった。それで、本県ではそれを待ってられない状況だったので、先行して手順書を改正した。

その中で税務システム管理者が税務職員に対して毎年研修を実施することを定義づけたところであり、特定個人情報を利用する職員については税務システムを利用して個人番号を利用するというので、国の指針に従って、2年に一度は必ず受けることと定義づけている。なので、今後については十分に行っているといっているのではないかと考えている。

(委員)

従事者自体は受ける義務はない、でいいか。

(税務課)

2年に一度受けるようにという個人情報保護委員会の通知があり、それに基づいて受けるように定義づけている。

(委員)

信用していいか。

(税務課)

はい。

また、今年度は遅れたが、12月に5回実施して、必ずそのうちの1回は受けるようにということで、95%が受けている。残りの5%については担当内でセキュリティ担当者がフォロー研修を行い、それで100%受けていることになっている。

(委員)

わかった。信用する。

(議長)

あとはいかがか。

特になし

(議長)

そうすると、おおむね適切に運用がなされ、評価がなされているものという方向で、先ほど御指

摘のあった関係者への取扱いについて少し書きぶりを直していただくことで当審議会としてとりまとめるということで、委員の皆さんよろしいか。

そうすると、答申案を持ち回りで決定するか、それとも、さほど大きな話はないので私のほうに一任いただくこととするか。

私に一任でよろしいか。

(各委員)

- 賛意表明 -

(議長)

そうしたら、本日の議論を加えた上で答申案を事務局で作成していただいて、私に見せていただいて確定していくということをお願いしたい。

(事務局)

承知した。

以上